

平成20年（ワ）第1978号，第2900号，第4164号，第5102号
ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償
請求事件

原告 原告番号1番ないし91番
被告 国

意見陳述書

平成21年4月15日

福岡地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩元理恵

1 はじめに

本訴訟の原告らが，乳幼児期に集団予防接種を受けたものであることは，母子手帳の有無にかかわらず，明らかな事実です。

予防接種は法令により受けることが義務付けられ，違反者には罰則まで課せられていました。そのような予防接種を受けなければならない機会は乳幼児期だけでも複数回ありました。統計上も，予防接種の接種率は高い水準で維持されてきました。これらのことから，乳幼児期に予防接種を受けたことのない国民はほとんどいないといえるからです。

これに対し，国は，「昭和50年代半ばころ以前の各種予防接種の実施率の平均をとると，高くても60数パーセント程度にすぎず，高い水準で維持されていたとはいえない」から，「予防接種を受けたことのない国民はほとんどいないとはいえない」と主張します。「1度も予防接種を受けたことがない国民が少なからずいる」というのです。

しかし，この国の主張には，重大なごまかしがあります。以下，その国の姑息なごまかしにつき，意見を述べます。

2 そもそも平均をとる意味がないこと

国の主張は，ある年に行われた概ね7種類の予防接種について，その個別の実施率から平均をとり，それが60数パーセントであったことから，残りの40パーセントは受けていないということになり，受けたことがない者がいないとはいえないじゃないか，というものです。

しかし考えてみてください。仮に，ある年に，乳幼児を対象にA，B

という2種類の予防接種が行われたとします。そしてAという種類の予防接種の実施率が99パーセント、Bという種類の予防接種の実施率が1パーセントだったとします。単純にこれらの平均をとると、AとBの実施率の平均は50パーセントです。国の主張だと、平均が50パーセントだから、この年に予防接種を受けたことがない乳幼児がほとんどいないとはいえない、こととなります。Aを99パーセントの子が受けているにもかかわらず、です。これはどう考えても不当な結論です。

本訴訟では、原告らが集団予防接種を一度でも受けたことがあるかどうか、が審理の対象なのです。そこに各種予防接種の実施率の平均をとる意味など、全くありません。国の主張は、単純な数字を目にさせて裁判所をごまかそうとしているにすぎないものなのです。

3 予防接種は複数回受けなければならなかったこと

また、仮に百歩譲って、国の主張する実施率平均値50ないし60パーセントを前提として考えたとしても、予防接種を受けたことのない国民はほとんどいない、ということは明らかです。一人の人が幼少期に受ける予防接種の機会は1度きりではないからです。

予防接種は、昭和51年法改正により定められた定期接種・一般的臨時接種だけでも8種、改正前ではさらに多くの種類が定められていました。また結核予防法に定められたBCG、その前提としてのツベルクリン反応検査もありました。乳幼児期だけでもこのように様々のものを受けなければなりません。しかも、ジフテリアなど、一つの種類でも、第1期、第2期等間隔をあけて複数回接種を義務付けられているものも数多くあります。実際に、昭和35年生まれの原告は7歳になるまでに19回、集団予防接種を受けました。これは国も認めていることです。

予防接種の機会が1度ではないことは、何を意味するのでしょうか。例えば、昭和37年生まれでは、7歳になるまでに最低でも8回予防接種を受けることが義務付けられていました。このとき、仮に各種の実施率が50パーセントであったとして、その人が予防接種を1度も受けていない確率を計算してみると、1回目では50パーセントの確率で受けない、2回目ではさらにその50パーセントが受けないことになるから50%×50%で、25パーセントの確率で受けない、となり、3回目の予防接種でも、1回も受けていない確率は50%×50%×50%で、

12.5パーセントとなります。逆に、1回でも受けたことがある人の確率は、87.5パーセントになります。このように計算していくと、8回目まで1度も受けていない確率はわずか0.39パーセントということになります。1回でも受けたことがある確率は、実に99.61パーセントになるのです。国の主張する数字を前提としても、予防接種を受けたことのない国民がほとんどいないことは、火を見るより明らかでしょう。

複数回の予防接種を義務付けたのは国であるのに、そのことには一切触れないで、50パーセント、60パーセントという数値のみ強調する国の主張は、全くのごまかしであり、極めて悪質なものであると言わざるをえません。

4 最後に

国は自ら、平成7年版厚生白書の中で、予防接種法制定以来、予防接種行政を強力に推進した結果、感染症患者は大幅に減少し、社会防衛の緊急性は緩和された、とその予防接種行政の成果を誇示しています。

他方で、本訴訟では、国は「予防接種実施率は高い水準で維持されていたとはいえない」「予防接種を受けたことのない国民がほとんどいないとはいえない」などと、自らの施策を否定するような主張をしています。

このような国の矛盾する態度は、本訴訟における国の他の主張においても見受けられるものですが、責任逃れも甚だしい、全く許し難い態度です。

原告らをはじめ、私たち国民は皆、乳幼児期に集団予防接種を受けています。このことは国民の誰にとっても当たり前の事実であり、疑いようのない真実なのです。

裁判所におかれましては、どうか国の主張に惑わされることなく、迅速公正な審理をされますようお願いいたします。